

日本弁理士協同組合 御中

弁理士使用者賠償責任保険

加入依頼書

新規用

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。使用者賠償責任保険では、ご加入後に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。雇用関連賠償責任保険では、ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

<ご加入時の確認事項>

- 私と被保険者全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。
- ①私が保険契約者である企業または団体の構成員であること
 - ②裏面の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容

加入依頼日 (記入日)	西暦 年 月 日	保険期間	20 年 月 1日午後4時～2020年8月1日午後4時
----------------	-------------	------	-----------------------------

☆事務所名 (加入者兼 被保険者)	カナ 漢字	☆ 代表者名	カナ 漢字	ご加入時の確認事項 確認印兼用
事務所 所在地	〒 TEL FAX			

別会社名	1		4	
	2		5	
	3		6	

★ 告知事項 申告欄	1	本保険の補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)※1	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ	★ 他の 保険契約等 共済契約を 含みます。	<input type="radio"/> あり	会社名	保険等の種類
	2	本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受ける恐れのある事実がすでに発生していることを知っていますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)※1	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ		<input type="radio"/> なし	満期日	支払限度額(保険金額)
	3	上記1、2のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実についての具体的な内容をご記入ください。※1						

※1本保険への過去の加入手続きにおいてすでに告知をいただいたものや、事故報告書によりすでにご報告いただいたものは、告知は不要となります。

★ 申告人数	経営者側の人数 (被保険者)		+	特許事務所の 常時使用労働者数		+	別会社の 常時使用労働者数		=	本制度で ご申告いただく人数	
		名		名		名		名		名	
合計保険料(記入不要です)										円	

保険料 払込方法	<input type="radio"/> 口座振替 ※2	<input type="radio"/> 振込
-------------	----------------------------------	--------------------------

※2弁理士職業賠償責任保険にご加入の場合のみ選択可

代理店使用欄	加入者番号	MBS番号
--------	-------	-------

「個人情報の取扱いに関するご案内」

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。